

人権を考える

Part 1

「みんなで築こう人権の世紀」を考えよう相手の気持ち育てよう思いやりの心」

基本的な人権および自由を尊重し確保するために、昭和23年12月10日の国際連合総会において「世界人権宣言」が採択され、これを記念して、採択日の12月10日が「人権デー」と定められました。この日を最終日とする一週間は「人権週間」です。68回目の今年は12月4日(日)から10日(土)まで、各種啓発活動が実施されます。

「人権」とは

- ・誰もが生まれながらに持つ権利
- ・人が人らしく生きる権利
- ・すべての人が幸せになれる権利

人権は、誰にとっても身近で大切なもので、幸せを思いやることによって日々守られていくべきものです。

主な「人権課題」

- ・女性（男女差別、DV、セクハラ）
- ・子ども（いじめ、体罰、虐待）
- ・高齢者（就職差別、虐待）
- ・障害者（乗車拒否、入居拒否）

- ・同和問題（結婚差別、差別発言）
- ・アイヌの人々（就職や結婚の差別）
- ・外国人（就職差別、入居拒否）
- ・HIV感染者・ハンセン病患者など
- ・刑を終えて出所した人（就職差別）
- ・犯罪被害者など（中傷、名誉棄損）
- ・インターネットによる人権侵害（名誉棄損や差別助長表現の掲載）
- ・北朝鮮当局による人権侵害問題
- ・ホームレス（嫌がらせや暴行事件）
- ・性的指向・性同一性障害者
- ・少数派の人々に対する偏見、差別
- ・東日本大震災に起因する人権問題（原発事故による被災者への差別）

人権侵害の相談は

人権を侵害されたと感じたら、一人で悩まず、左記の窓口や人権擁護委員へ相談してください。

■ 山口地方事務局 秋支局

Tel 0838・22・0478

■ みんなの人権110番

Tel 0570・003・1110

（最寄りの法務局につながります）

■ 子どもの人権110番

Tel 0120・007・1110

■ 女性の人権ホットライン

Tel 0570・070・8110

■ インターネット受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/>

<http://www.jinken.go.jp/jinken113.html>

携帯電話から

<http://www.jinken.go.jp/soudan/mobile/001.html>

「いじめ」させない・見逃さない

学校や家庭、地域で子どもたちの人権意識を高めよう

「いじめ」は人権侵害

子どもにも一人の人間として、生命や身体の安全を脅かされることなく、家族や友人とのふれあいを通じて自由に成長していく権利があります。また、社会人として幸福に生きていくための基本的な教育を受ける権利もあります。

子どもは、子ども間での互いの衝突やふれあいの中で成長していくものですが、現代の「いじめ」はそれを逸脱し、いじめられる子どもの人権を侵害する行為です。

人権意識を養おう

「いじめ」の根底には他人に対する思いやり、いたわりといった人権意識の希薄さがあります。他人の弱い点を「いじめ」の口実にするのではなく、思いやるのが大切です。

「いじめ」は放置すれば差別の芽ともなる危険性をはらんでおり、差別をなくすためにも、「いじめ」をなくすためにも、お互いの異なる点を個性として尊重する人権意識を養っていくことが重要です。

「いじめ」をさせないために

「いじめ」を生み出す心理的要因としては、欲求不満の解消、劣等感の補償などさまざまなことが考えられますが、基本的には、存在感や自尊心の欲求不満の解消を求める心理があるといわれています。存在感や自尊心を満たされない子どもがその満足を求めて「いじめ」を行い、一時的な心理的満足感を得ているのです。

「いじめ」をなくすためには、「いじめ」を行う子どもとの存在感や自尊心を満足させるようコミュニケーションを深め、悩みを解消していくことと同時に、子どもたちの中に互いの人権を尊重し合う豊かな心を育てることが大切です。

「いじめ」を見逃さないために

文部科学省が実施した調査結果によると、「いじめ」発見のきっかけは、「本人からの訴え」が17.3%、「学級担任が発見」が12.1%であるのに対し、「アンケート調査など学校の取組により発見」が50.9%となり、もっとも高い割合となっています。早期発見・早期対応

を進めるために、アンケート調査など「いじめ」問題への取組を充実することが求められています。

また、IT社会の進展により、子どもたちが自分用のパソコンや携帯電話を持つことが多くなり、子どもたち同士がメールなどでコミュニケーションをとることが増えています。その結果として、保護者が子どもたちの話を聞く機会が少なくなっており、保護者が子どもの心身の微妙な変化に気付くことが困難になっています。

普段から子どもと学校での出来事などを話し合う時間を作るよう心がけ、「いじめ」などの早期発見に意識的に努めることが大切になっています。

子どもの人権SOSミニレター

「いじめ」をはじめ、子どもをめぐるさまざまな人権問題の解決を図るため、全国の小中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（送信用封筒と便せんを一体化して料金受取人払手続を施したもの）が配布されています。

子どもから送信されたミニレターを通じて、法務局職員または人権擁護委員が悩みごとの相談に応じていますので、相談をお寄せください。

■ 問い合わせ 市民課 人権推進室
Tel 23・1299

- 人権擁護委員（法務大臣から委嘱）
 - ・ 長門地区 笹原芳正、南野 新、野口陽子
 - ・ 三隅地区 藪木則敏、田中裕子
 - ・ 日置地区 山崎陽子
 - ・ 油谷地区 西中正夫、中川美智子
- ※相談日時などは市民課人権推進室へお問い合わせください

■ 特設人権相談所

日時 12/21(水) 10:00～12:00
場所 市役所1階市民相談室

啓発活動を実施中

市では、人権に関する啓発のため街頭やイベント時に人権について呼びかける「街頭啓発」や学校での「出前講座」、小学校で花を植える「人権の花運動」を行っています。



▲人権の花運動（上：明倫小学校、下：向陽小学校）

山口県人権推進指針

《基本理念》

すべての県民が、家庭、地域、職場、学校、施設、その他あらゆる場において、人としての尊厳が損なわれることなく、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重して自由で平等な生活を営むことができるよう、一人ひとりがかけがえのない尊い生命（いのち）の主体者であるという、人間尊重を基本的な考え方として、「県民一人ひとりの人権が尊重された心豊かな地域社会」の実現に向け、総合的に人権に関する取組を推進します。

《キーワード》

じゆう（自由）
だれもが、人として大切にされ、自由に自分らしく生きることができ、地域社会の実現をめざします。

びようどう（平等）

だれもが、社会の一員として等しく参加・参画し、個性や能力を十分に発揮できる地域社会の実現をめざします。

いのち（生命）

だれもが、尊い生命の主体者として大切にされる地域社会の実現をめざします。

※人権特集パート2は1月号で掲載予定です